

国立国会図書館デジタル化資料送信サービス資料
閲覧・複写業務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国立国会図書館図書館等向けデジタル化資料送信サービス 利用条件に基づき、香川県立図書館における国立国会図書館デジタル化資料送信サービス資料（以下「図書館送信資料」という。）の閲覧及び複写の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者及び利用場所)

第2条 図書館送信資料を利用できるのは、香川県立図書館規則第13条第1項に規定する資料貸出カードの交付を受けている者とし、利用場所は図書館内のみとする。

(閲覧)

第3条 図書館送信資料を閲覧しようとする者は、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用申請書（別記様式、以下「利用申請書」という。）の資料閲覧申込に必要な事項を記入し、資料貸出カードを添えて申し込むものとする。

2 前項の申込みを受けた職員（委託先職員を含む。以下同様）は、利用者用インターネット端末から国立国会図書館デジタル化資料にログインを行い、閲覧に供するものとする。

3 インターネット端末の利用については、香川県立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の規定に従うものとする。

4 閲覧が終了したときは、職員は使用したブラウザを速やかに閉じるものとする。

(複写)

第4条 図書館送信資料を複写しようとする者は、利用申請書の資料複写申込に必要な事項を記入し、資料貸出カードを添えて申し込むものとする。ただし、閲覧から引き続き複写する場合は資料貸出カードの添付は不要とする。

2 前項の申込みを受けた職員は、複写申込みが利用者本人の意思に基づくものであり、複写箇所が著作権法上の要件に適合しているか確認のうえ、ワークスペース等の管理用端末を操作して複写を行うものとする。

(準用)

第5条 香川県立図書館資料複写業務取扱要項第5条、第7条中「複写機」に係る部分、及び第8条の規定は、図書館送信資料の複写について準用する。この場合において、「図書館が所蔵する資料」を「図書館送信資料」と読み替える。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。